

～事業者のための～ 事業系ごみ処理ガイド

◎事業系ごみとは？

☞ 事業系ごみとは、営利・非営利にかかわらず、事業活動に伴って排出されるすべてのごみのことです。会社や飲食店、商店のほか農業や漁業などの事業活動から発生したごみは全て「事業系ごみ」に該当します。

この「事業系ごみ」が家庭系ごみとして排出されてしまえば、市民負担の増加に繋がりがねません。事業活動で生じたごみは、事業者自らの責任で適正に処理することが法律・条例により定められております。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」

→第3条第1項

「男鹿市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例」

→第5条第3項



～不適正処理の例～

- ・家庭用ごみ集積所へ排出する。
- ・古着や蛍光管を市で設置している回収ボックスへ排出する。
- ・産業廃棄物（ビニール・プラスチック・金属等）を事業系一般廃棄物として排出する。
- ・基準を満たさない設備（ドラム缶など）で焼却する。

事業系ごみの分類について

☞ 事業系ごみは、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分類され、それぞれ処理工程が異なります。

まずは、ごみとして排出する前に、リサイクルできるものを分別してみましょう！

リサイクル(再資源化)できるもの

(缶類・ビン・古紙・ペットボトル)

【処理方法】



- ① 民間再資源化施設へ自己搬入する
- ② 市で許可した廃棄物収集運搬業者へ委託する

➤ 再資源化物に該当しないものは、事業系ごみに該当します。

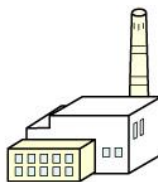
廃棄物



家庭系ごみ

事業系ごみ

事業系一般廃棄物



産業廃棄物

注) 家庭用ごみ集積所や市で設置してある回収BOXには、事業系ごみは出せません！

～事業系ごみ排出の注意事項について～



・家庭系ごみ集積所に事業系ごみは出せません！

事業系ごみを家庭系ごみ集積所に排出することはできません。
また、市で設置してある古着や水銀含有ごみの回収ボックスへの排出もできません。
この行為は、不法投棄となり、廃棄物処理法第25条により、以下の罰則が科せられます。

【罰則】

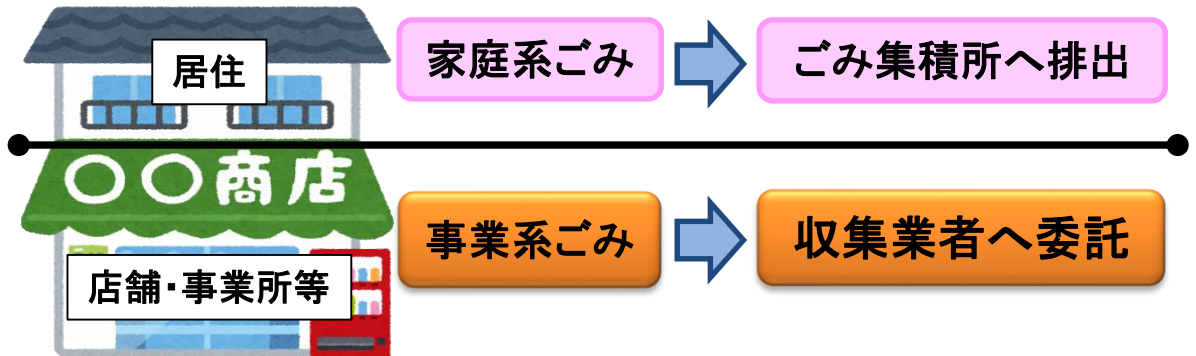
- 5年以下の懲役
- 1,000万円以下(法人は3億円以下)の罰金

※排出事業者も含めて罰則の対象となります。
※リサイクルできるものも排出禁止です。



・住居と店舗が同じ建物(店舗併用住宅)の場合でもごみは別々に処理してください！

住居と店舗・事務所等が同一の建物の場合は、下図のように、住居から出る家庭系ごみと店舗等から出る事業系ごみ(事業系一般廃棄物・産業廃棄物)に分けて、適正に処理してください。



・事業系ごみは八郎湖クリーンセンターへの自己搬入はできません！

八郎湖クリーンセンターに直接搬入できるのは、家の片づけや引っ越しなどに伴う一時的に大量発生する家庭系ごみだけです。
事業系ごみを排出する際は、許可業者に収集運搬を委託するようお願いします。
なお、ドラム缶などでの焼却処分や不法投棄は違法です。



～事業系ごみの主な処理方法について～

事業系一般廃棄物



○ 事業活動に伴って生じた廃棄物で産業廃棄物以外のもの

例) 従業員が購入し、消費した後の会社等事務所で排出したもの(弁当ガラなどのプラ製品等)



【処理方法】

市の許可業者へ
収集運搬を委託
する



男鹿市一般廃棄物処理業許可業者一覧

許可業者	連絡先	主な収集地区
・ 男鹿清掃興業 株式会社	0185-35-3535	船川・脇本・船越・五里合地区
・ 有限会社 北浦衛生社	0185-33-3874	北浦・男鹿中・戸賀地区
・ 泉清掃	0185-46-3674	若美南地区 (小深見～角間崎)
・ 若美清掃	0185-47-2256	若美北地区 (鶴木～五明光)

産業廃棄物



○ 事業活動に伴って生じた廃棄物で法令で定めるもの

例) ビニール・金属・コンクリート破片・合成樹脂くず・廃タイヤなど



【処理方法】

県の許可業者へ
収集運搬を委託
する



秋田県産業廃棄物処理業許可業者について

秋田県産業廃棄物処理業者 検索システム をご活用ください。

URL: <https://www.akita-sanpai.com/>

※このシステムでは、登録業者の地区や産業廃棄物の種類等を選択し、抽出することが可能です。

☆事業系一般廃棄物と産業廃棄物の判別は、次のページを参考としてください。

事業系ごみの種類と一般廃棄物・産業廃棄物の分類表

○一般廃棄物・・・一廃

○産業廃棄物・・・産廃

ごみの区分	ごみの種類又は内容	主な排出事業所	一廃	産廃
紙くず	包装材、段ボール、壁紙等	建設業（工作物の新築、改築、除去に伴うもの）		●
	パルプ、紙、紙加工品、板紙、書籍等	パルプ、紙製造業、紙加工品製造業、新聞業、製本業等		●
	雑誌、新聞紙、事務用印刷紙、カタログ、包装紙、段ボール等	会社事務所、スーパー、飲食店等	●	
木くず	型枠、足場材、建具工事等の残材、伐根、伐採材、木造躯体材等	建設業（工作物の新築、改築、除去に伴うもの）		●
	残材、チップ、おがくず等	製材業、木製品製造業、パルプ製造業、家具製造業等		●
	木製机、テーブル、椅子、包装材、板きれ、看板等	会社事務所、飲食店、看板店等	●	
		物品賃貸業に係る廃木製品		●
	木製電柱、木製電線ドラム	電気工事業		●
	測量杭・測量ポール	測量業	●	
	街路樹せん定木、庭木せん定木	造園業、園芸サービス	●	
	河川・道路管理等に伴う流木、木ざれ	国、道、市等管理者	●	
	間伐材	育林業	●	
	木製とプラの椅子等一体物	全事業所		●
木製パレット（パレットに固定された木製の構築物を含む）	全事業所		●	
繊維くず	廃ウェス、縄、ロープ類、畳等の天然繊維	建設業（工作物の新築、改築、除去に伴うもの）		●
	木綿くず、糸くず、羊毛くず等の天然繊維	製紙業、紡績業等		●
	繊維くず	繊維製品製造業	●	
	布製の衣類、布団、座布団等	百貨店、スーパー、寝具店等	●	
動植物性残さ	魚、獣の骨、内臓のあら、野菜くず、酒かす、麵くず、ハムくず、パンくず等	食料品製造業、パン・菓子製造業、めん類製造業、精穀・製粉業、豆腐製造業等		●
		卸売市場、飲食店、スーパー、小売店等	●	
	賞味期限切れの製品くず	同上	●	
動物性固形不要物	家畜の解体等により生ずる骨等の残さ	と畜場、食鳥処理場		●
	食肉の骨等の残さ	精肉店、飲食店、ホテル等	●	
動物のふん尿	牛、馬、豚、鶏、ウサギ等及び毛皮獣等のふん尿	酪農業、肉用牛生産業、養豚業、養鶏業等		●
	ペット、動物園等のふん尿	ペットショップ、犬猫病院、動物園等	●	
動物の死体	牛、馬、豚、鶏、ウサギ等及び毛皮獣等の死体	酪農業、肉用牛生産業、養豚業、養鶏業等		●
	ペット、動物園等のふん尿	ペットショップ、犬猫病院、動物園等	●	
燃えがら	木炭、重油、石炭がらなどの焼却物の焼却灰、炉清清掃排出物（すす）等	全事業所（浴場、焼肉店、事務所等）		●
	産業廃棄物の木くずやカンナくず等を償却した際の燃えがら、灰	建設業、製材業、木製品製造業等		●
	紙くずを焼却した際の燃えがら、灰	全事業所	●	
汚泥	工場排水処理や各種製造工程で生ずる泥状物、道路側溝等の泥状物	全事業所（工場、飲食店、旅館、国、道、市等）		●
廃油	エンジン油などの鉱物性油、天ぷら油などの動植物性油、溶剤等	全事業所（ガソリンスタンド、飲食店、塗装業等）		●
廃酸	酸性の廃液を含むもので、写真定着液、アルコール発酵廃液等	全事業所		●
廃アルカリ	アルカリ性の廃液を含むもので、写真現像液、自動車用不凍液等	全事務所		●
廃プラスチック	合成樹脂くず、合成ゴムくず等合成高分子化合物を含むもので、タイヤ、塗料かす、ビニール袋、農業用ビニール、発砲包装材、発砲トレー等	全事務所		●
	スーパーマーケット等で客が飲食した後のプラ容器等	飲食店、パチンコ店等		●
ゴムくず	天然ゴムくずであって、天然ゴム製手袋、天然ゴム製品器具等	全事務所		●
金属くず	鉄、ブリキ、トタン、銅線、アルミサッシ、番線、ボルト、金属なべ、金属缶など	全事務所		●
	従業員が購入し、消費した後、会社事務所等で排出した物（飲料缶などの金属容器、金属製品等）	会社事務所等	●	
ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	ガラス、陶磁器、ガラス繊維、モルタル、タイル、瓦、石膏ボード等	全事業所		●
鉱さい	高炉、転炉等の残さい、不良鉱石、不良石灰、粉炭かす等	高炉による製鉄業、製鋼・製鋼圧延業等		●
がれき類	工作物の除去に伴い生じるものでコンクリートの破片、レンガの破片等	全事業所		●
ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設等で発生し、集じん施設で集められたもの	ばい煙発生施設		●
輸入廃棄物	輸入された廃棄物	全事業所		●
	航空機内にある航空機乗務員その他の者の日常生活に伴って生じたごみ、入国する者の外国における日常生活に伴って生じたごみ	外国航路航空機乗務員、外国旅行者等	●	
産業廃棄物を処分するために処理したもので、以上の廃棄物に該当しないもの	汚泥のコンクリート固化物等	廃棄物処理施設等		●

～事業系ごみ処理委託の大まかな手順～

事業系一般廃棄物

市の一般廃棄物収集運搬業の許可を有する業者に委託。
【廃棄物処理法第6条の2第6項】

3ページで紹介した業者になります。契約方法については、各業者へお問い合わせください。

排出時は、委託業者の指示等のもと、適正に分別してください。

一般廃棄物

産業廃棄物



男鹿市の一般廃棄物収集業者が収集します。



○焼却等

市内の処理施設に搬入し、焼却・破碎処理されます。

○リサイクル

市内の処理施設へ搬入後、民間再資源化施設に引き渡されます。

処理業者
と
委託契約



事業所等
からの
排 出



収集運搬



中間処理
リサイクル

産業廃棄物

産業廃棄物処理業の許可を有する業者に委託。

委託契約は、書面で行う必要があります。

【廃棄物処理法第12条第5項】

引渡す際は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付しなければなりません。

【廃棄物処理法第12条の3第1項】



次のページに見本を載せてあります。

産業廃棄物収集運搬許可業者が収集します。

産業廃棄物収集運搬車
〇〇株式会社
〇〇〇〇〇〇号



産業廃棄物処分許可業者の処理施設に搬入され、様々な方法で中間処理されます。



事業所ごみの保管について

- 保管場所は、事業所敷地内の火気のない安全な場所に設けるようにしてください。
- 廃棄物の種類ごとに保管するようにしてください。
- 保管に際しては、飛散、流出、悪臭の発生に十分注意してください。

～産業廃棄物管理票(マニフェスト)について～

- マニフェストの書類については、排出業者による作成及び交付となります。書類のひな型や記入については、委託する収集業者にご相談ください。
- 作成するマニフェストは、一般社団法人秋田県産業廃棄物協会により概要が掲載されております。管理表のフロー図やひな型などが確認できますので、参考としてください。

一般社団法人 秋田県産業廃棄物協会 検索 連絡先:018-863-7107

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) A票

交付年月日	年 月 日	交付番号	整理番号	交付担当者	氏名
事 業 者 (排 出 者)	氏名又は名称		名称		
	住所 干	電話番号	所在地 干	電話番号	
産 業 廃 棄 物	<input type="checkbox"/> 種類(普通の産業廃棄物)		<input type="checkbox"/> 種類(特別管理産業廃棄物)		数量(及び単位)
	<input type="checkbox"/> 0100 燃えから	<input type="checkbox"/> 1200 金属くず	<input type="checkbox"/> 7000 引火性廃油	<input type="checkbox"/> 7424 燃えから(有害)	産業廃棄物の名称
	<input type="checkbox"/> 0200 汚泥	<input type="checkbox"/> 1300 ガラス、陶磁器(くず)	<input type="checkbox"/> 7010 引火性廃油(有害)	<input type="checkbox"/> 7425 廃油(有害)	
	<input type="checkbox"/> 0300 廃油	<input type="checkbox"/> 1400 鋳さい	<input type="checkbox"/> 7100 強酸	<input type="checkbox"/> 7426 汚泥(有害)	有害物質等
	<input type="checkbox"/> 0400 廃酸	<input type="checkbox"/> 1500 かれき類	<input type="checkbox"/> 7110 強酸(有害)	<input type="checkbox"/> 7427 廃酸(有害)	
	<input type="checkbox"/> 0500 廃アルカリ	<input type="checkbox"/> 1600 家畜のふん尿	<input type="checkbox"/> 7200 強アルカリ	<input type="checkbox"/> 7428 廃アルカリ(有害)	処分方法
	<input type="checkbox"/> 0600 廃プラスチック類	<input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体	<input type="checkbox"/> 7210 強アルカリ(有害)	<input type="checkbox"/> 7429 ばいじん(有害)	
	<input type="checkbox"/> 0700 紙くず	<input type="checkbox"/> 1800 ばいじん	<input type="checkbox"/> 7300 感染性廃棄物	<input type="checkbox"/> 7430 13号廃棄物(有害)	備考・通信欄
	<input type="checkbox"/> 0800 木くず	<input type="checkbox"/> 1900 13号廃棄物	<input type="checkbox"/> 7410 PCB等	<input type="checkbox"/> 7440 廃水銀等	
	<input type="checkbox"/> 0900 繊維くず	<input type="checkbox"/> 4000 動物系固形不要物	<input type="checkbox"/> 7421 廃石綿等		<input type="checkbox"/> 水銀使用製品産業廃棄物
	<input type="checkbox"/> 1000 動植物性残さ		<input type="checkbox"/> 7422 指定下水汚泥		<input type="checkbox"/> 水銀含有ばいじん等
<input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず		<input type="checkbox"/> 7423 鋳さい(有害)		<input type="checkbox"/> 石棉含有産業廃棄物	
				<input type="checkbox"/> 特定産業廃棄物	
中間処理 産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)				
	<input type="checkbox"/> 帳簿記載のとおり				
	<input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり				
最終処分 の場所	名称/所在地/電話番号				
	<input type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり				
	<input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり				
運搬受託者	氏名又は名称		名称		
	住所 干	電話番号	所在地 干	電話番号	
処分受託者	氏名又は名称		名称		
	住所 干	電話番号	所在地 干	電話番号	
運搬の受託	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)	(受領欄)	運搬 終了年月日	数量(及び単位)	数量(及び単位)
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名)	(受領欄)	処分 終了年月日	最終処分 終了年月日	数量(及び単位)
最終処分 を行った場所 (直行用)	名称/所在地/電話番号		(委託契約書記載の場所には委託契約書記載の番号)		
発行元：公益社団法人 全国産業資源循環連合会					
照合確認 B2票 年 月 日 D 票 年 月 日 E 票 年 月 日					

～3Rにご協力ください～

①Reduce(リーデュース:発生抑制)

- ・ごみになるものを減らす工夫をしていますか？
- ・不必要に使い捨ての商品を使っていませんか？

12 つくる責任
つかう責任



②Reuse(リユース:再使用)

- ・出来るだけ繰り返し使うようにしていますか？

③Recycle(リサイクル:再生利用)

- ・資源になるものは分別して排出していますか？

ごみの出にくい商品やリサイクル製品を使用しましょう。

宴会などでの食べ残しを削減しましょう。

梱包材や容器包装は、商品を保護する重要な役割を担っている一方で、使用後はごみになるものも少なくありません。過剰に梱包や包装された商品の製造や販売、使用はできる限り控えましょう。

また、リサイクル製品を積極的に利用しましょう。

まだ食べられるのに捨てられている食べ物、いわゆる「食品ロス」が日本で年間約600万トン（年間1人1日当たりお茶碗1杯分の廃棄量）ものぼります。

注文する際には食べきれぬ適量を注文するとともに、提供する側は食べきり易いよう提供方法を工夫しましょう。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



みなさまのご理解、ご協力をお願いします。
男鹿市市民福祉部生活環境課
 TEL: 0185-24-9114